

各 位

平成21年7月27日

会社名 株式会社 東京放送ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 財 津 敬 三  
コード番号 9 4 0 1 東 証 第 一 部  
問合せ先 経営企画部長 成 合 正 和  
電話番号 0 3 - 3 7 4 6 - 1 1 1 1

**当社吸収分割に係る反対株主の株式買取請求に関する  
株式買取代金の仮払いについて**

当社は、本年5月1日付け当社プレスリリース「株式買取価格決定の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同年4月1日に実施しました、テレビ放送事業及び映像・文化事業の株式会社TBSテレビへの吸収分割に関連して、当該吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に反対する楽天株式会社ほか1名の株主（以下「反対株主」といいます。）から会社法第785条第1項に基づく当社株式の買取請求を受け、本年5月1日付けで東京地方裁判所に対して当該買取請求に係る株式（以下「請求対象株式」といいます。）について買取価格決定の申立てを行っております。当該価格決定の手続は現在も東京地方裁判所に係属中ですが、これに関連して、本日、当社は、楽天株式会社との間で、下記のとおり、請求対象株式の買取代金の仮払い（以下「本件仮払い」といいます。）を行うことを合意いたしましたので、ここにお知らせ申し上げます。

本件仮払いが実施されますと、その実施日以降、本件仮払金相当部分に対する会社法第786条第4項所定の年6分の利息は、発生しないこととなります。また、本件仮払いは、係属中の上記手続において当社が主張している請求対象株式の買取代金総額を下回る額をもって行う暫定的な措置であり、本件仮払いを行うことによって、裁判所における買取価格決定の手続に関し、当社に特段の不利益や悪影響は生じないものと判断しております。

なお、最終的に当社が支払うべき請求対象株式の買取代金総額は、裁判所による価格決定の手続が確定することで決定しますが、本件仮払金を買取代金総額に不足する場合には当社が追加で差額を支払い、一方、買取代金総額を超過する場合には当該超過額の返還を受けることにより精算することとなります。

## 記

### 1. 本件仮払いの内容

- (1) 本件仮払金の額 : 400億円
- (2) 本件仮払金の支払予定日 : 平成21年7月31日(金)

### 2. 今後の見通し

本件仮払いについては、直接当社の業績に与える影響はありませんが、本件仮払金の原資については、当社のコミットメントラインの実行による借入金を充当する予定です。また、当該借入による支払金利の増加等については現在精査中であり、今後の業績予想等と合わせて、速やかに発表してまいります。

以 上